

京都市告示第 231号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を次のように指定しますので、関係図書を縦覧に供します。

平成30年7月31日

京都市長 門 川 大 作

1 禁止区域の範囲

別図において赤色で示す範囲（京都あじびる河原町及び河原町DECKの敷地の一部）

2 指定する日

平成30年7月31日

3 適用する日

平成30年9月1日

4 関係図書の縦覧場所

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館4階
京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

